

## パシフィック技研株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年 4月 1日～ 2028年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 12日以上とする。

<対策>

- 有給休暇5日取得義務の管理と有給休暇取得促進を社内通知する。
- リクエスト休暇日数の増加を検討する
- 半日休暇、時間休暇の利用を促進し、家庭環境（育児・介護）に合った柔軟な働きやすい環境をつくる

目標 2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 部署ごとにノー残業デー設定の実施（月1回）
- 間接部門からの現場作業支援活動